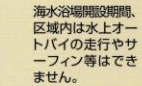


海水浴場開設期間中のルール (7月1日～8月31日)
午前9時～午後5時



海・浜を利用するイベントなどを
計画しているみなさまへ

イベントを計画されている方は別途届を提出してください。

届・連絡 REPORT・COMMUNICATION



漁業権の漁場区域
にかかるイベント、
レース等を行う時
は漁業協同組合に
事前に連絡をして
ください。

鎌倉漁業協同組合
0467-22-3403
腰越漁業協同組合
0467-32-4743



海上レースを行う
ときは届出をして
ください。

湘南海上保安署
0466-22-4999



海・浜を利用する
イベント等は届出
をしてください。

藤沢土木事務所
許認可指導課
0466-26-2111



出航・帰着の届出
をハーバーやショ
ップへするように
しましょう。



INAMURAGASAKI

鎌倉の海は温暖な気候で、相模湾に面し、江の島、富士山を望む景観で日本の渚百選にも選ばれた美しい景観を含み、市民や来訪者に親しまれています。古くから海水浴場の最適地として知られ、夏には海水浴客で賑わっています。また、映画の舞台となり、サーフィンのメッカとしても有名です。

しかし、近年、水上オートバイをはじめ、サーフィン、ウインドサーフィン等の海洋レジャーを楽しむ人が増え、漁業とのトラブルや利用者同士のトラブルの発生が懸念されています。また、海岸への車両の進入、ゴミの放置、犬のリードを放して遊ばせたりや糞の放置、トビへの餌やり、深夜の花火など、利用者のマナーの悪さや自分勝手な利用によって海浜の環境が悪化してきています。

一方、鎌倉の海浜には、まだユキヨモギやハマヒルガオなどをはじめとする貴重な動植物が息息していますが、環境の悪化により、その存続が危惧されています。

鎌倉市では、これらの問題を踏まえ、市民、事業者、マリンスポーツ愛好者による海浜利用のルール研究会とともに、海・浜を一体とした新しいルールを作り、ルールブックにまとめました。

この鎌倉「海・浜のルールブック」は、市民、来訪者、漁業者などの様々な人が海・浜をともに安全で快適に利用するためのポイントを整理したものです。これらのルールを守っていただき、誰もが快適に過ごせる海浜にしていけるよう願っています。

H2001 (1503)

鎌倉市

鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467 (23) 3000 FAX 0467 (23) 8700

●協力機関●

湘南海上保安署・鎌倉警察署・神奈川県・鎌倉市消防本部
鎌倉マリンスポーツ連盟・鎌倉漁業協同組合・腰越漁業協同組合
鎌倉商工会議所・鎌倉市観光協会・鎌倉市海水浴場連絡会
かながわ海岸美化財団・鎌倉市自治町内会総連合会
サーブ90鎌倉ライフセービングクラブ

写真提供：原田 寛



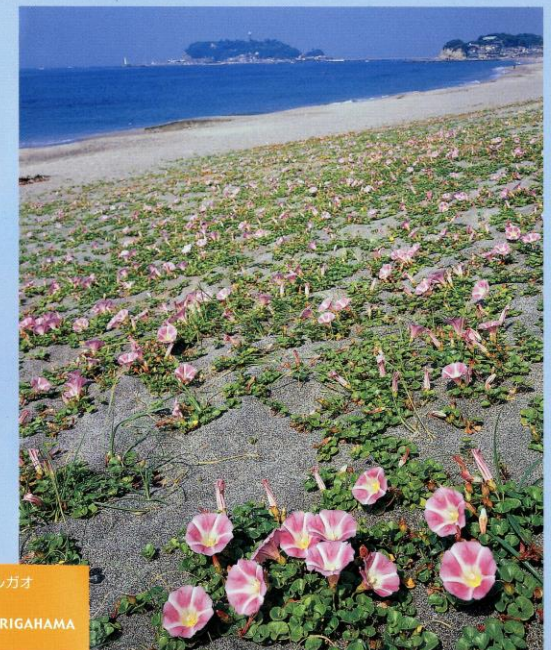
ZAIMOKUZA

海・浜のルールブック

鎌倉

(材木座～腰越)

海・浜を利用されるみなさまへ
～誰もが快適に過ごせる海・浜をめざして～



ハマヒルガオ

SHICHIRIGAHAMA

鎌倉 海・浜のルールブック

浜を利用するみなさまへ

しない DON'T



一般車両の砂浜への乗り入れは禁止されています。
午後10時から午前6時までの花火はやめましょう。
海岸の動植物を踏んだり、持ち帰ったりしてはいけません。
浜で犬のリード(ひも)をはずすのはやめましょう。糞は持ち帰りましょう。
切れた糸、針、鉛は必ず回収して帰しましょう。
漁港内での投げ釣りはやめましょう。

注意 CAUTION



スポーツなどの練習は周りに十分注意しましょう。
トビが食べ物を狙っていますので、注意しましょう。餌を与えないでください。
カイトボーディングは、人混みでは危険です。海上に出て安全な場所で行いましょう。

守る KEEP



ごみ(食べかす、吸殻、花火等)は、必ず持ち帰りましょう。
タバコのポイ捨てはやめましょう。

このルールに違反すると罰金を科されることがあります。

	神奈川県迷惑行為防止条例第13条	50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
	漁業法第143条	20万円以下の罰金
	神奈川県海水浴場に関する条例第21条第3項	科料
	鎌倉市海岸の環境保全に関する条例第8条	3万円以下の罰金
	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第29条	措置違反 10万円以下の罰金
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条	5年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金



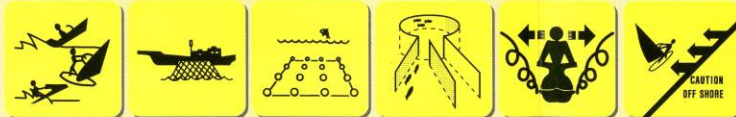
海を利用するみなさまへ(水上オートバイ・ウィンドサーフィンなど)

しない DON'T



徐行エリア内での水上オートバイなどの高速走行はやめましょう。(徐行エリア内5ノット=時速10km以下)
他の人の設置したブイ、マークや漁業用ブイ、旗を廻らないようにしましょう。
朝9時前に砂浜、海でのエンジンの空ぶかしや走行は迷惑なのでやめましょう。
あわびやさざえなどの魚介類や海藻類などをとらないでください。
水上オートバイの酒気帯び運転はやめましょう。

注意 CAUTION



水上オートバイやモーターボートの走行では、ウィンドサーフィンや人に十分注意しましょう。
水上オートバイやモーターボート、ウィンドサーフingは操業中の漁船・漁網エリアに近づかないでください。
わかめなどの養殖イカダに近づかないでください。
定置網に近づかないでください。
方向転換は周りを十分に確認し、また引き波の影響を考えて走行しましょう。
オフショア(陸から沖に吹く風)の強いときには航行に注意しましょう。

守る KEEP



海上安全指導員・鎌倉市海浜パトロール員の注意を守りましょう。
ライフセーバーの注意を守りましょう。
砂浜ではデングー、水上オートバイの船台または、セイルボートは整理して置きましょう。